府令・省令

内閣府令、公正取引委員会規則、個人情報保護委員会規則、総務省令、法務省令、財務省令、文部科学省令、厚生労働省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令、第一号

原子力規制委員会規則

生産性向上特別措置法施行規則の一部を改正する命令

生産性向上特別措置法施行規則（平成三十年文部科学省令、厚生労働省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令、第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第二、様式第四、様式第五、様式第七、様式第八、様式第十から様式第十四まで、様式第十六、様式第十七及び様式第十九から様式第四十七までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉川　貴盛**
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭

対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省、令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二〇の項の次に次の一項を加える。

二〇の二　エスワティニ

別表第一の六九の項を次のように改める。

六九　削除

別表第一の七一の項を次のように改める。

七一　セントクリストファー・ネービス

別紙様式第一から第十二まで、第十六から第二十まで、第二十二及び第二十三の様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この命令の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

内閣府、総務省、文部科学省令第二号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
文部科学大臣　柴山　昌彦

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府、文部省、自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第十七号、別紙様式第十九号の二、別紙様式第二十号の二、別紙様式第二十一号の二、別紙様式第二十二号、別紙様式第二十四号、別紙様式第二十七号、別紙様式第二十八号、別紙様式第三十七号、別紙様式第三十八号、別紙様式第四十二号、別紙様式第四十三号、別紙様式第四十四号、別紙様式第四十五号、別紙様式第四十七号及び別紙様式第四十七号の二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。